

## 洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会

## (第3回) 議事録

- ◆ 日時：令和5年7月13日 13:00～15:00
- ◆ 出席者（委員）：  
赤松委員、阿部委員、荒井委員、飯田委員、大塚委員、北村委員、白山委員、勢一委員、  
関島委員、田中委員、中原委員、錦澤委員、西本委員
- ◆ 出席者（関係省庁）：  
環境省 鍾水総合環境政策統括官  
堀上大臣官房審議官  
大倉環境影響評価課長  
加藤環境影響審査室長  
森田環境影響評価課 課長補佐  
経済産業省 産業保安グループ 前田電力安全課長  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 鈴木海洋利用開発室長  
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 石井風力政策室長
- ◆ 出席者（オブザーバー）：  
内閣府 総合海洋政策推進事務局 妹尾企画官  
全国知事会 中満氏、原氏  
一般社団法人日本環境アセスメント協会 島田氏  
公益財団法人日本自然保護協会 若松氏  
公益財団法人日本野鳥の会 浦氏  
一般社団法人日本風力発電協会 松島氏

## 【環境省（森田）】

定刻となりましたので、これより第3回洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会を開催致します。本日はご多忙中にもかかわらずご参集頂き、誠にありがとうございます。私は環境省環境影響評価課森田と申します。

報道関係者の皆様へのご案内です。冒頭の撮影につきましては、これからご案内するまでの間可能となっております。

本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催とさせて頂いております。オンライン参加の皆様方におかれましては、ご発言の際以外はカメラ・マイクをオフに、ご発言の際にはオンにして頂きますようお願い致します。ご発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックして頂ければと思います。通信トラブル等何かございましたら、チャット欄でご記入頂きお知らせください。

また本検討会は公開の開催となっております。現在環境省ライブ配信チャンネルにてラ

イブ配信を行っております。

まず初めに、開会に先立ちまして、総合環境政策統括官鎌水よりご挨拶を申し上げます。

**【環境省（鎌水）】**

7月1日付を持ちまして環境省の総合環境政策統括官を拝命致しました鎌水でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ご多用の中、第3回検討会にご出席・ご参加頂きまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、第1回・第2回と共に大変精力的にご議論を重ねて頂いております。この場をお借りしまして私からも感謝申し上げますと思います。2050年カーボンニュートラルの実現と、昨今国際的にも目標とされております2030年ネイチャーポジティブの両立、これを果たすためにも、地域共生型の洋上風力発電の導入・加速が非常に重要であると認識しております。このため、本日の第3回以降におきましても、環境省が海域調査を行うセントラル方式の導入も含め、再エネ海域利用法のプロセスを前提として事業の予見可能性を確保しつつ、環境配慮が効果的・効率的に行われるような制度の構築を目指して参りたいと考えております。短い期間で検討を行うこととなりますので、お忙しい委員の皆様方には大変ご負担をお掛けすることとなってしまいますが、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

**【環境省（森田）】**

まずはお手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は現在画面に表示しております配布資料一覧のとおりでございます。不足等ございましたらご教示頂ければと思います。

報道関係者の皆様におかれましては、以降は傍聴のみとさせていただきます。

これより先の議事進行につきましては、大塚座長にお願いしたいと存じます。それでは大塚座長、よろしくお願い致します。

**【大塚座長】**

それでは早速議事に入りたいと思います。環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れにつきまして、第2回でのご議論を受けまして事務局で修正案を策定致しました。環境省からご説明をお願いいたします。

**【環境省（大倉）】**

環境影響評価課課長大倉でございます。具体的な論点は森田のほうからご説明させますが、1点留意点をお伝えいたします。本検討会、精力的に皆様に時間延長してご議論頂いておりますが、法制的な論点以外の所をというお願いをしていたと思います。他方で、我々の実務的に法制局との相談も若干始めておりますが、色々と関係省庁も含めて議論していく

うちに、少し法制的な点と今回の検討会の中身が関係してくる所も出てきておりまして、今この時点で確定的に述べられる所述べられない所も若干出てきており、そのような点は少し曖昧な表現にする等工夫や修正をさせて頂いております。前回の議論と関係ない所の修正が混じっていると感じられるかもしれませんが、このような背景もあるということでご理解いただければと思います。すみませんが少し冒頭失礼致しました。

#### 【環境省（森田）】

それでは環境影響評価制度の全体的な流れ及び再エネ海域利用法と連携の流れについて、修正・追記した点を中心に説明させていただきます。資料1が第2回で頂いたご意見をまとめたものでございます。基本的にはこちらを基に修正させて頂いております。修正案は資料2をご覧ください。

まず1ページ目でございます。本資料の位置付けとして、第2回検討会における議論を踏まえ、事務局で修正案を示すものと追記をしております。

3ページ目をご覧ください。全体の構造のおさらいをさせて頂ければと思います。まず目次の1つ目、令和4年度に取りまとめた基本的な視点、論点、方向性等につきまして、こちらで昨年度の議論を確認した上で2つ目、新たな制度の具体的な在り方ということで、1から4までが具体的に各段階の手続における制度の在り方、そして6番目で今後あるべきアセスの全体的な流れ、そして再エネ海域利用法との連携の流れということで、前回お示しをさせて頂いております。今回新しく5番目、新たなアセス制度の適正かつ円滑な実施のため留意すべき事項という項目を追加しております、前回先生方から貴重なご意見いただきましたところまとめてございます。

それでは順次修正箇所につきまして、説明をさせて頂ければと思います。

まずおめくり頂きまして16ページ目、区域選定における環境配慮手続の在り方について、こちらのパートの趣旨としては16ページ目の趣旨の1つ目のパラグラフでございます通り、再エネ海域利用法に基づき国が区域選定を進める段階において、適切に環境配慮の質を確保するため、環境省は環境配慮のための手続を実施するということで、その下に具体的な手続の流れをまとめておりました。

17ページ目をご覧ください。前回からの修正点をご説明致しますと、まず④の所、区域選定における環境配慮につきまして、その検討結果につきましては、後述するアセスメント等の設計書案に記載し、意見聴取等を行うということとさせて頂いております。この点、区域選定における環境配慮に係る検討の結果、有望区域の選定から除外された区域についても、その環境配慮上の理由とともに公開することが必要ということのご指摘を頂きましたので、その旨追記をさせて頂いております。また、当該設計書案の公表の段階と致しましては、前回は※印の1つ目のパラグラフ、現行の再エネ海域利用法のスキームの場合、有望

区域の公表前の段階において具体的な区域は公にされていないということをごさいます、有望区域の公表に先立って具体的な区域を公にして環境配慮のための手続を実施するということにつきましては、法定協議会設置に当たっての利害関係者との調整に影響を与えるといった課題があり、公表のタイミングは区域の整理に係る調整が完了し、有望区域が公となった段階において公表ということを原則とすると前回ご説明をさせていただきました。この点、可能な場合はより早期段階から透明性を確保すべきというご意見がございまして、その点検討して、「他方で」以下追記をさせて頂いております。本来、手続につきましては透明性を確保し実施されるべきであるということでありまして、利害関係者の調整上支障がない場合には区域ごとの状況を踏まえ、具体的な区域を公にすることについて支障のない状況であると資源エネルギー庁・国土交通省において判断される場合には、当該手続は透明性を高めて実施するということが考えられるということをごさいます、具体的には有望区域が公となる前の段階において環境省による環境配慮のための手続の状況について、対象となる具体的な区域とともに公表し、意見聴取等を行った上で最終的に有望区域の選定に繋げていくということが考えられ、具体的なケースとして、例えばという所を記載しております。有望区域選定前に経産省による風況・地盤調査が実施される場合におきまして、当該調査対象区域が公となつてございまして、環境省が当該区域について環境配慮のための所要の検討を行い、検討状況についてアセスメント等の設計書案に記載し公表、意見聴取等を行うことが考えられると追記をさせて頂いております。またその旨を表す図を、19ページ目の図 8 に追加させて頂いております、区域選定における環境配慮手続の公表のタイミングの基本的なパターンを緑のフローで、より早期に公表手続の実施が可能な場合を青のフローで示しているところをごさいます。

続きまして 20 ページ目、環境アセスメント等の設計手続の在り方のパートでございまして。こちらにつきましては 2 つ目のパラグラフの所でございます。事業に係るその環境影響の理解の促進や事業者選定後の追加調査等の手続の手戻りを防ぐということで、どのような項目についてどのようにアセスメントを実施していくのか、といったようなところをあらかじめ環境省は設計書案に取りまとめ、幅広く環境の見地からのご意見を頂いた上で取りまとめ、そして設計書を確定するというパートでございまして。この点一番下の所、趣旨の 4 パラグラフ目に提供させて頂いております。こちらにつきましては、その設計書の位置付け・取り扱いというものについて、前回その位置付けを明確化すべきというご意見いただきましたところを追記させて頂いております。

事業者は、当該確定した環境アセスメント等の設計書に基づきまして、最終段階のアセスメントを行うこととなるが、設計書案の検討時には予見できなかったような事情変更、新たな環境情報の取得等があった場合において、適正な環境配慮を確保する観点から、確定された設計書に記載された事項につきまして補正を行った上で、当該アセスメント等の実施が必要であります時は、事業者においてその旨を後述する評価書案に記載の上、意見聴取等手

続を行うものとするということで、こちらの趣旨の具体化、具体的な手続の流れにつきましては、4.選定された事業者による管区追うアセスメント手続きの在り方についての所に具体的に書いてございます。また本パートにおきまして、モニタリングの所には全てブラケットを付けさせていただきましたが、こちらの趣旨としましては、次回検討会でのモニタリングにつきまして具体的な内容をご議論させていただくという趣旨でブラケットを付けさせていただいております。

21 ページ目をご覧ください。21 ページ目の②につきましては、こちらは設計書にどのような事項を記載していくのかということを示挙していた部分でございます。こちらにつきまして 3.区域選定における環境配慮手続きの結果というところで、こちらにつきましては、区域選定の配慮手続きの修正と同様に、除外された区域につきましてその設計書案にその理由とともに除外された区域を明示していくというところを追記させていただきました。

22 ページ目をご覧ください。こちらにつきまして③の所に※印の 2 という注釈を付け加えております。こちらにつきましては、設計書の案の中で区域選定における環境配慮に係る検討結果を記載することとしておりますが、こちらにつきましても情報収集・意見聴取の対象となるということを確認に注で付け加えております。また④の所、設計書案につきまして聴取した意見を基に環境省が修正の可否を検討していく段階においても、有識者からの意見聴取を必要に応じて行うべきではないかという趣旨のご意見いただきまして、その旨追記をさせて頂いております。

おめくり頂きまして 24 ページ目でございます。こちらは前回の資料ではタイトルが、現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の洗い出し・重み付け、ということでご提示をさせて頂いておりましたところ、趣旨そして具体的な手続に記載している事項とタイトルがあまりマッチしていないのではないかとということで、色々ご指摘や具体的ご提案を頂きました。その点につきまして、環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の在り方というところで、タイトルそしてこちらの資料全体として全て洗い出し・重み付けであったものを、選別・対応方針の決定に置き換えさせて頂いております。

24 ページ目ございまして、趣旨の 1 つ目の所、こちらにつきまして、公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画というところにつきましては、文言の適正化ということで、以降こちらの表現に統一させて頂いております。

また趣旨の 3 パラグラフ目の所でございます。環境省の現地調査の結果を適切に踏まえて、事業計画が適切に立案される仕組みとすることが肝要というところございまして、事業者選定の公募の前に環境省が現地調査等の結果を取りまとめ、そして懸念される項目の選別・対応方針の決定等を行った上で情報を公表する、こちらがこのパートの趣旨でございますが、現地調査等の結果につきまして加工・整理前の 1 次データも含まれるということを確認しております。

25 ページ目に参ります。具体的な手続の流れの 1 つ目でございます。こちらが冒頭大倉からのお伝えさせて頂いたところでございますが、こちらのパートで、公募占用指針で例えば担保していくといったような、今後の法制的な議論に予断を生ずるような記載がございました。本検討会におきましてはあくまで制度の具体的な中身ということの在り方をご議論いただくという射程でございまして、今後の法制的な仕組みにつきまして予断を生じさせるようなところにつきまして、こちらの 25 ページ目から削除させていただいております。

その上で①の所でございます。環境省は設計書において記載したところにより、現地調査を行った上で懸念される項目を選別し、環境影響の程度を見積もり、懸念される事項については対応方針を振り分けていくということで、こちらは前回と同様の記載でございます。

#### 【環境省（森田）】

この点につきまして、前回の資料におきましては、図の中で促進区域の後ろにパブコメ、そして公募占用指針の後ろにパブコメという所に矢印が出て、対応方針についてのご意見を聴取するといったように見受けられる記載にしておりました。

この点、環境省がしっかりと対応方針を決めた上で、その検討の結果について環境の見地から意見を有する者等から意見聴取を実施するというので、環境省自身のその意見聴取を行うプロセスということを①の所の後段の所に追記・明記をしておきまして、その旨 26 ページの図 12 の反映をさせていただきます。

また、②の所でございますが、環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定の結果につきましては、促進区域指定のプロセス、そして公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画に適切に反映されるよう、資源エネルギー庁・国土交通省と必要な調整を行うということとさせていただきます。そちらの具体的な対応方針 2 つ、1) は風車の立地に制約を加える等の必要な措置を講じるという対応方針、2 つ目は影響の回避・低減のための適正な環境配慮を行うことが事業計画において、そして最終段階のアセスにおいて確保されるよう必要な措置を講じるとの対応方針、この 2 つを書いてございまして、それぞれのようなことが想定されるのかというところのイメージが分かりづらいというようなご議論がございましたので、脚注の 3 と 4 にそれぞれのパターンを書いてございます。

まず 1) の具体的なパターンとして、脚注の 3 でございます。例えば現地調査等の結果を踏まえ、海鳥が高頻度で利用している海域の存在が判明し、風車が当該海域に立地されれば看過できない環境保全上の支障が生じる恐れがあると判断される場合におきましては、当該海域に風車の立地制約を加えること。

そして 2) の具体例は脚注の 4 でございます。例えば事業計画において、現地調査等の結果を踏まえ、当該海域において海鳥の存在が確認されるという場合において、その利用空間が界面から一定高度未満の間に部分的に限られるということが判明された時は、海鳥への

重大な影響を回避するため、ブレードの高さを一定高度以上に設定するというようなことを求めるといった例示を追記しております。

26 ページ目にまいります。26 ページ目のなお書きの所でございます。現地調査等の結果、環境影響の懸念が大きくないことが確認された場合においては、その旨を適切に公表するというので、こちらティアリングをしっかりと利かせていく制度にすべきということのご指摘に対応する記載を追記しております。

27 ページ目にまいります。選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方についてということで、こちらについては記載の適正化というところの修正が多くございますが、内容としましては①の※の所でございます。公募で選定された事業者が評価書案を取りまとめるに当たりまして、事業者が選ばれた後、海域の詳細な地盤調査の際などに得られた新たな環境情報がございましたら、当該結果を含め評価書案に記載をするということとしております。

そしておめくりいただきまして 28 ページ目、こちらにつきましては評価書案の内容について意見聴取の結果、事業計画の修正を行うという点で、この事業計画の中に環境保全措置が含まれるということを明記しております。

30 ページ目でございます。こちらにつきましては、前回新たな制度の適正かつ円滑な実施のために留意すべき事項ということで、たくさんの貴重なご意見をいただきました。それにつきましてまとめたパートでございます。なお、2 つ目のパラグラフの注釈の所がございますとおり、次回ご議論いただくといったようなところ、また今回新しく論点にご議論いただくようなところにつきましては、追ってこちらの留意事項に追記をしていくということを想定しております。

その上で、まず 30 ページ目の中ほどより下の 1)、各手続段階において共通して留意すべき横断的事項という所でございます。まず、また新たな制度の実施に当たっては現行制度と大きく異なるということで、幅広く丁寧にしっかりと事前周知を図ることが重要ということでございます。

2 つ目でございます。こちら環境アセスの情報につきましては、しっかりと法定協議会に対し適時適切に必要な情報提供がなされるよう運用上連携の在り方を検討することが重要でございます。

おめくりいただきまして 31 ページ目 1 つ目、可能な場合にはアセスに係る手続を前倒しで実施し、より早期の段階で環境配慮を確保することが望ましいとの点。2 つ目の所、こちら、施行に当たって肝要なところでございますが、洋上風力の環境アセスに関する技術的事項につきましては、環境省がしっかりと海外の事例なども含め最新の知見を収集・取りまとめ、あらかじめ公表することが必要ということで記載しております。

また環境省がしっかりと十分な実施体制の整備に向けた検討を行うことの重要性、そして制度を適切に実施するための人材育成の必要性、記載をしております。また、手続の各段階におきまして、どのような有識者から意見聴取等を行うかにつきましても、あらかじめ考えを整理した上で公表するということが重要と書いております。また説明会の重要性についてご指摘を受けまして、法令に定められた説明会以外にも必要な場合は、地域への丁寧な情報提供を行うということで記載をしております。

2) が、こちらの上記の横断的な事項に加え、各手続段階で留意すべき事項を列挙しております。区域選定における環境配慮手続に係る事項ということで、現時点では洋上風力実施が見込まれる区域の基礎的な環境情報が限定的であるということで、区域選定における適正な配慮を確保していくため、あらかじめ環境省が積極的に基礎的な情報収集を図ることが必要という点を書いてございます。

また、現行の再エネ海域利用法のスキームとは異なる案件形成がなされる場合においては、しっかりと抽出の早期段階において環境配慮手続がされる検討が必要と記載しております。

続きまして 32 ページ目、設計手続に係る事項ということでありまして、アセスメントの設計書が確定された後は、新たな環境情報など予見し得なかったような万一の事情変更がない限り、環境省は設計書に従って現地調査を行っていくということになりますので、設計書案の意見聴取段階においてしっかりと法定協議会の潜在的メンバーも含め、遺漏なきよう周知を行うことが必要でございます。

また手戻り防止の観点からは、しっかりと JWPA のご協力を得て、風車の最新の状況を適切に踏まえることが必要と記載しております。

最後に、選定された事業者は、こちらの設計書に基づいて後の手続を実施するということになりますので、事業に関心を有する者が設計書段階で、意見をしっかりと提出できるように周知を行うことが必要ということで、こちらについて取りまとめを行っております。説明は以上になります。

#### 【大塚座長】

ありがとうございました。では今環境省から説明があった内容につきまして、1 から 4 でお示した連携の流れに対して質疑応答を行うセクションと、5 でお示した留意すべき事項について抜けている点がないか補足いただくセクションの 2 つに分けて議論を進めたいと思います。

まず連携の流れに関しまして、1 から 4 に関しましてご質問がある委員の方々は挙手をお願いいたします。あるいはオンラインの方は手上げ機能をお使いください。いかがでしょうか。では阿部委員、お願いします。



**【阿部委員】**

31 ページの最初の 2 行の所、できるだけ早期の段階で配慮していただくという趣旨はそのとおりだと思うのですが、質問させていただきたいと思います。ここで意味しているところは、19 ページのフロー図にあるような右側のプロセス、例えばヒアリングを行ったり、意見聴取を行ったり、説明会を行ったり、そういったことを通じて環境配慮に対する在り方を確保していくという趣旨でここは書かれているものなのでしょうか。

**【大塚座長】**

お願いします。

**【環境省（森田）】**

阿部先生、ありがとうございます。より早い段階でアクションができる場合は環境配慮手続を前倒しでというところにつきましては、設計書の意見聴取や確定を早めていくということももちろんでございますが、現地調査につきましても早くできる場合、早くやっていくということも含んでおります。

**【阿部委員】**

ありがとうございます。今お答えいただいたのが、私が実はちょうど指摘したかった事項でして、特に前回にも同じように現地調査の期間が限られているのでということでコメントさせていただいたのですけれども。例えば現行のアセス制度ですと、基本的には調査とか影響予測は方法書に沿ってやっていただく形にはなっておりますが、例えば猛禽（もうきん）類等で 2 期必要なような調査については、前倒しで 1 年目から各事業者がやっているの、区域選定、有望区域等、ある程度めどが付いている早い段階で、海鳥等の情報は限られていてヒアリングでも十分出てこない可能性がありますので、できるだけ現地に早期に入って収集していただく。その辺りのところが少しニュアンスとして出ていると良いかなと思われました。よろしく願いいたします。

**【大塚座長】**

他にいかがでしょうか。関島委員、お願いします。

**【関島委員】**

今の点、私もその部分拝読しまして非常に気になっていたところですけど、そういうことであればフロー図でいう、例えば 7 ページ、アセスの設計書、いわゆる従前の手続きで言う方法書の前に前倒し調査が実施されるわけですけども、今回もアセス設計書を提出して検討する前にもう現地調査を事前にもう早い段階から進めるということも可とするというふうな理解でよろしいですか。

**【大塚座長】**

お願いします。

**【環境省（森田）】**

関島先生、ありがとうございます。こちらにつきまして、陸上風力は前倒し調査を実施するということも前提として、かなりアセスの知見を積み重ねたり実証事業を積み重ねたりして前倒しをしても手戻りがないという前提で、今前倒し調査のガイドラインが取りまとめられていると思います。

洋上風力につきましては、当面の間はその経験を積み重ねていくというところで、まずは設計書を皆さんとコミュニケーションを取った上で、手戻りのないような形にした上で現地調査を行っていくということを考えております。

**【大塚座長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。白山委員、お願いします。

**【白山委員】**

ありがとうございます。とても 19 ページの絵が分かりやすくなっていて、ありがとうございます。今回の趣旨が大変よく理解できるものだと思います。ちょっと細かいことで大変恐縮ではあるのですが、31 ページ辺りから 32 ページの記述で確認をさせていただきたいことがあるので、伺います。

**【大塚座長】**

その部分は後の方でお願いいたします。今は 29 ページまでのところでお願いします。

**【白山委員】**

では先ほどのところまででは、プロセスがよく分かるようになって、大変結構だと思います、というコメントだけです。失礼しました。

**【大塚座長】**

申し訳ありません。田中委員、お願いします。

**【田中委員】**

ありがとうございます。これはどこに書いてあるか私が読み取れないのですが、16 ページから区域選定における環境配慮手続の在り方という項目です。ここでは有望区域の選定のタイミング、それからこのタイミングで情報とかの配慮が必要だということで、17 ページ辺りにかなり色塗りがされていて修正が加わっています。

そこでお尋ねしたいのは、こうしたその区域選定の時期、タイミングと同時に、どの区域を選定するか、区域の広さといいますか、有望区域を含めた広さをどこまで広げて検討するのか、環境配慮を検討する対象範囲はどこかということが大事かと思います。

お尋ねしたいのは 2 点ありまして、こうした文献調査を中心とした事前の環境配慮の検討ですが、これは恐らく対象区域、想定される事業対象区域、それを取り巻く有望区域、さ

らにその外側に可能性のある区域のような想定があり、そしてより広い区域について文献調査等であらかじめ環境上の問題がないかどうかチェックをするというように理解をしています。その理解で正しいかどうか、というのが1点目のお尋ねです。

その上で、今度は21ページ辺りでは、具体的に区域選定をした後、アセス設計書を設定して、具体的に現地調査を行うとされています。現地調査の範囲は、この整理の考え方では、先ほど申したように3層ぐらいあるように私は理解しているのですが、つまり区域の広がり、です。その中の、どの区域を想定して調査の対象範囲としているのか、あくまで有望区域、一番狭い区域でいくと有望区域という、狭い区域を対象に現地調査を想定しているのか、あるいはその外側も含めた、先ほど言えば環境配慮に関する文献調査と同じぐらいの広さの区域を想定して、現地調査を想定しているのか。その現地調査の区域選定の広がり、範囲について見解を教えてください。以上の2点です。

**【大塚座長】**

よろしくをお願いします。

**【環境省（森田）】**

田中先生、ありがとうございます。具体的に文献調査につきましても現地調査につきましても、例えば準備段階の区域、そして促進区域、有望区域、それぞれの区域で事業を実施するに当たってどのような情報があれば適切に事前の環境アセスメントができるのかというところは、今後技術的な事項としてしっかりとその施工前までに取りまとめ、考え方を取りまとめて実施していきたいと思っております。

今回の資料では、具体的なその手続の流れというところを整理させていただいて、技術的にどのような調査範囲が必要かというところは今後の課題として整理をさせていただければと思います。

**【田中委員】**

事業実施区域は促進区域とニアリーイコールだと思いますが、その区域に発電事業が計画されるということ、実はその外側の海域についても環境情報がないと、環境影響がどのぐらい発生するかということは、そのベースラインとの比較の中で評価されることとなります。

ですので、ある程度広域的な区域も含めて調査しておかなければ、そうした環境影響、後で環境影響の項目について方針を作るという手続がまいますが、その方針が適切に制定できないのではないかと、作成できないのではないかとということを意味しています。ですので、段階に応じた一定の区域の考え方を、どこかで示しておいたほうが良いかと思います。

もう一つは調査費用は、事業者、もちろん国も含めての負担にもなりますし、それは事業者が最終的に費用弁償をする場合の事業者の負担にもつながるということになります。で

すので、この検討の時点で具体的な区域の設定は難しいとしても、費用負担にも関わりますので、その考え方を整理しておくことは必要だと思います。以上です。

【大塚座長】

いかがでしょうか。

【環境省（森田）】

ありがとうございます。ご指摘の件につきましては、31 ページ目にあります、技術的な取りまとめとして必要な事項のポイントとして挙げさせていただく形にしたいと思います。ありがとうございます。

【大塚座長】

勢一委員、お願いします。

【勢一委員】

ご説明ありがとうございました、勢一です。私からは2点質問させてください。

1点目は17ページのところです。④の所からまた下にアスタリスクで注意書きのように付いている所になるかと思います。以前から申し上げているのですが、情報の公開については、早めに情報を出すことについては、かなり留意が付いており、今回もその留意を17ページのところでたくさん示していただいているように思います。

原則論を重ねて申し上げて恐縮ですけれども、やはりセントラルの方式というのは国が主導的な役割を担うこと、それによって事業の実現可能性が上がり、洋上風力の普及が進むというところが肝でございます。国が主導的な役割を担うということは、調査であるとか利害調整・手続の遂行に税金を投入することになります。そういう点では、漁業者などの利害関係者への配慮は重要であると思いますが、一方で、一般住民や国民に対してそれなりに説明ができる手続を踏むことが必要であろうと思います。

特に環境影響を見るところになりますと、次世代にも影響があるような重要な手続になりますので、透明性を高める、そのために公開の場をより早くより多くつくることは、原則論として重要であると考えておりますので、ぜひご検討いただきたく思います。

質問ですけれども、17ページの中ほど、その下の「他方で」の所で、透明性を確保するためということ、利害関係者の調整上支障がない場合には、経産省・国交省において判断して手続の透明性を高めると書いていただいております。

とても大切なことだと思いますが、ここで示されている支障がない場合というのは、どのような局面を想定しておられるかを少し教えていただきたいと思います。どのような要素を考慮して判断することを想定されておられるのか、現時点での想定を教えてくださいというのが1点目です。

もう一点は、やや全体的な議論に関わるところなのですけれども、冒頭で課長さんのほうから法制的な議論に支障がないように、という観点でということで、我々に自制が求められたのであろうと承知しております。確かに制度設計の権限者というか、担当者は各制度官庁ですので、そこに我々が口出しをするものではないわけですが、他方で法制度上困難な絵空事を議論しても意味がないですので、法制度上大きな課題がある、問題があるというようなどころについては、むしろ一定程度は共有させていただいて、現実的な制度を議論する必要があるのではないかという点は感じております。具体化可能で望ましい制度を議論するためには、その点については現時点で支障ない範囲で構いませんので、少し課題などについては可能な範囲で共有させていただきたいと思います。以上です。

**【大塚座長】**

いかがでしょうか。

**【環境省（森田）】**

勢一先生、ありがとうございます。17 ページ目のところ、「他方で」という所でどのような場合が支障のない状況なのかという点につきましては、17 ページ目の一番下のパラグラフの括弧書き、「例えば」という所に具体的な考え方を書いております。有望区域になる前の段階で協議会が設置されるというところには至っていないという段階におきましても、例えば JOGMEC の風況・地盤調査が実施される場合において、その調査海域が公になっているという場合におきましては、その調査海域を前提として環境配慮のための所要の検討を行っていくということは可能ということであるため、考えられる場合があるというところで挙げさせていただいております。

**【環境省（大倉）】**

すみません、勢一先生ありがとうございます。冒頭の私の発言で誤解をお招きしたとしたら申し訳ございません。自制を求められているのは我々のほうということだと思のですが、当然、具体の仕組みの議論をしていただいているわけですので、結果的に法律的な議論と交わる部分というのは当然出てくると思いますので、そこまで配慮しなければいけないという意味で申し上げているわけではございません。当然そういったところに立ち入ることもあるだろうという前提で、我々も議論させていただいております。

また、他方で、事務局から提示をさせていただく資料について、法制局などにも相談ができていないといいますか、生煮えの状態を出すのも責任としてどうかというのもございますので、ある種、現時点で曖昧に書かざるを得ないところは曖昧に書いている、という趣旨でございまして、委員の先生方の議論を縛るという趣旨で申し上げているわけではございませんので、そこは誤解がありましたら申し訳ございません。

**【大塚座長】**

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。では飯田委員お願いします。

**【飯田委員】**

前回のコメントを反映していただきありがとうございます。私のほうからは 1 つコメントと 1 つ確認で。

現在、風力発電事業者が事前にいろんな所でアセスを個別に実施をすることで、事業効率性等々が損なわれている中で、国が主導、主体的にこう動いていただくことで効率が高まると感じています、ありがとうございます。

その上で確認なのですが、25 ページ目のところの脚注 3 番。例えば現地調査の結果を踏まえて、風車の位置制約を加えるという記載がありますが、促進区域を削るということではなく、風車の立地の制約に留めるということで、促進区域を減らすということはこの段階では行わないということによろしいでしょうか。

それで、もし削るという議論が入ってくる場合には、今これは再エネ海域利用法のほうだと思うのですが、加えて系統の確保を国が主体的に行うというのが手続として進められていて、その系統確保が、この環境アセスの影響評価のプロセスによって容量が削減されるというようなことが出てくるのではないかと思います、そこは特に問題がないという理解なんでしょうか。こちらはエネ庁になるのかもしれませんが、お答えいただければと思います。以上 2 点です。

**【大塚座長】**

では環境省のほうからまずお願いします。

**【環境省（森田）】**

飯田先生、ありがとうございます。25 ページ目の脚注のところの 3 の所でございます。こちらは促進区域に設置した上で、海底ケーブルなどは設置が可能な場合がある、むしろここは設定しないといけないというような場合があるというところで、促進区域の中でその風車の立地制約がここにあるといったようなところを示していくことが大事ではないかということで記載させていただきました。

2 点目につきましては資源エネルギー庁が今ウェブで入られておりますでしょうか。

**【経済産業省資源エネルギー庁（石井）】**

入っております。経済産業省の石井ですけれども、聞こえますでしょうか。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

**【経済産業省資源エネルギー庁（石井）】**

ありがとうございます。今飯田先生からご指摘を頂いた件ですけれども、国が今現状促進区域として指定する場合には、促進区域指定ガイドラインに記載しているのですけれども、

事業性の判断、事業性を有するかどうかといった観点から、35万キロワット以上の発電規模が見込めないと、促進区域としてふさわしくないという整理をしております。

従いまして、仮に区域を削るということになった場合ですけれども、区域を削ったことによって35万キロワット大きく下回るような面積になる場合には、促進区域として指定するのは難しくなるということでございます。

**【大塚座長】**

飯田委員、よろしいですか。その辺は大事なことだと思います。では錦澤委員、お願いします。

**【錦澤委員】**

勢一先生が指摘された点と関係するのですが、17ページの色の部分ですけれども、案件形成の段階の有望区域が公表される前の取り扱いで、公表できるものについては差し支えない場合は公表していくと。手続の透明性を高めるという意味で一歩前進した取り組みを明示化していただいたと理解しています。

具体的にどうやるかということですが、19ページ目のところの緑の部分が元々で、案件形成の有望区域が公表される前は、環境配慮を行った場合にはどういったことを行ったかというのを設計書に含めて公表、事後的に公表するっていうのが元々の考え方ですね。

青になった場合に、2つの要素が入っているかなと思うのですが、1つはリアルタイムというのでしょうか、案件形成の段階でどういった環境配慮が必要かというのをオープンにして透明化するという話と、それから設計書の手続を有望区域の公表の前から行うという要素も入っている。この文章を読むと2つの公表の仕方の考え方があり、設計書を有望区域として公表する前から始めるので、この設計書の中に環境配慮の取り組みを含めて公表するという考え方と、それとはもう別にどういった環境配慮が必要かというものを公表するという、かつ設計書も公表することになるわけですが、

その部分が、文章を読むと恐らく別々にもう公表するっていうふうに読めるのですが、設計書を通じて公表するというわけではないという理解でよろしいのでしょうか。

**【大塚座長】**

2通りある上に、ちょっとさらに細かい話が出てきている感じがしますがお願いします。

**【環境省（森田）】**

錦澤先生、ありがとうございます。修正文章の表現が至らなかったということで、大変申し訳ありません。意図しているところは、19ページ目のこの基本形のところで、具体的に手続を実施する流れというところは変えるということではございませんので、区域選定の環境配慮手続につきましては設計書の中で一体的に公表して意見募集していくということ

で、全体的に緑のほうの手の流れのまま青の手に移行して、全体を早い段階に押し上げていくという考え方にしておりますので、文章がこのような読めるように修正したいと思います。

**【大塚座長】**

ご指摘ありがとうございました。関島委員、お願いします。

**【関島委員】**

関島です。先ほど田中委員のほうからも1つ提起された部分で、またちょっと後追いになってしまい、まだ検討中の部分があるのかもしれないのですが、今後のことを考える上で重大な部分ですので、今一度、今後の検討をする中でのご意向を聞かせていただきたいのですけど。

16 ページの一番最後のところで「具体的には」といったところで、重大な影響の回避・低減が図られない恐れがあって、従って区域に選定することが適切ではない部分が存在するといった場合には、有望区域からは当該部分が除外されるよう調整を行う、というふうに書かれているのですが、例えばこれを19 ページのフロー図に従って考えていくときに、先ほど区域選定と有望区域それから促進区域というもののそれぞれの指定されている区域、それがどういう関係になっているのかといったところが田中委員のほうからご指摘されたことと思います。

私としても、例えば最初の段階の区域選定の段階では、より広めのモニタリングが行われていて、その中で将来促進区域に持っていくような形でもっとより絞り込まれていく、そういった中で適切でないところがある場合には排除していくということなのか、それとももう現状では再エネ海域利用法の中ではかなり限定的にもう有望区域イコール促進区域みたいな形で、かなりもう対象事業実施区域を指定するような形の中でエリア選定がされていると思うのですけど。

要は有望区域や促進区域のような限られた海域の中での不適切な部分を取ろうとしているのか、それとも広めの区域の中でのより不適切な部分を除外して、その残りの部分で有望区域それから促進区域を選定していこうと考えているのか、その辺がちょっと分からないのですけども。

今一度、その辺りご意見、ご意向を聞かせていただきたいのですけれども。

**【大塚座長】**

お願いできますか。

**【環境省（森田）】**

はい、ありがとうございます。関島先生のご質問につきましては、こちらは現在の再エネ



海域利用法の案件形成に基づいた環境アセスメントのフローということで提示しております。

その中で、区域選定の環境配慮手続の指定対象というところは、都道府県から、この区域が良いのではないかとという情報提供が、エネ庁・国交省にあった海域を対象として、そちらについて適切なかどうかということを考えていくというプロセスにしております。

他方、田中委員のご指摘で、この区域について文献調査、有識者のご意見を基に配慮手続を行う際に、どこまでの広がりについて文献調査などを行うべきか、というところは別途しっかりと技術的に検討が必要と思っているところでございます。

**【関島委員】**

よろしいですか、もう一点。そうなった場合、例えば、この17ページの1行目からの文章では、有望区域から当該部分が除外されるようにという形で、かなり限定的な形の、もう選ばれた有望区域といったのは部分的な改変はあるかもしれないけども、そのまま検討しながら先に進むということですが、例えば、環境省のほうで区域選定における環境配慮手続等々における、事前の文献情報等によって、その海域において、有望区域として選定されている部分が不適切だというような場合というのは、部分ではなくて、例えば、その有望区域の選定自体が不適切だということもあり得ると思うのですが、そういったことは、これまでは手続の段階で排除されるのかなと思います。今後の手続の中ではあり得るのですか。

**【経済産業省資源エネルギー庁（石井）】**

経済産業省資源エネルギー庁ですけど、こちらからよろしいですか。

**【大塚座長】**

よろしく申し上げます。

**【経済産業省資源エネルギー庁（石井）】**

多分現行の運用の実態のお話をさせていただくのがよろしいかと思うのですが、今の関島先生のおっしゃったケースで言うと、前者の方に当たります。

すなわち、広めに有望区域が取られている中で、法定協議会の中で利害関係者たる漁業者の方、それからこの法定協議会には環境省、それから防衛省なども出ておられるのですが、その法定協議会の中で漁船の、例えば、運行ルートに当たるこの部分は風車を設置しないエリアに指定をしてほしいとか、そういうご意見を頂いて、最終的には風車を設置してはいけないエリアというものを指定していくこととなります。

ですから、広めに取っていたものから、風車を設置してはいけないエリアを図示してお示しをしていくと。要するに、削っていくような形になるというのが実態でございます。

**【関島委員】**

ありがとうございます。

**【大塚座長】**

よろしいかと思えます、ありがとうございました。では北村委員、お願いします。

**【北村委員】**

ありがとうございます。前回までの議論で設計書を確定することの位置付けですとか、事後に事業者が実施する際にどこまで依拠して良いかといった辺りの問題意識を提起しておりまして、今回の流れの中で位置付けをクリアに頂いたのかなというふうに見てございまして、その点だいぶ前進したというふうに理解をしているのですけれども。

その中で、20 ページにご記載いただいておりますけれども、その確定した設計書案に関して、検討時に予見できてなかった事業変更があった場合にはそれに修正を加えることができるということで、その際の新たな環境情報の取得っていうのが 1 つのポイントになるかと思うのですけれども、こちらが具体的にどういったものを想定しているのかという点を少し確認したいと思っております。

これは、取得というような形で表現されているのですけれども、事業者として何か取得したということなのか、あるいは、それとは別の関係者・有識者、あるいは、利害関係者の方から何らかの環境情報の提示があった場合とか、そういった広い範囲を含むものなのかどうかですとか、一度確定した設計書案が場合によっては修正されるような場合には、どの程度までの、その環境情報の新しいものが出てくればこれに該当するのかといった辺りについて、想定されておられるプロセスというか、その情報の種類あるいは確度、そういったものについての今の段階の想定を教えていただければと思います。

**【大塚座長】**

お願いします。

**【環境省（森田）】**

北村委員、ありがとうございます。まず大前提として、利害関係者などからのその環境情報をしっかり収集していくというところは、設計書案の意見聴取のところでも漏れなくしっかりやっていくということが重要ということが大前提と思っております。その上で、27 ページ目の※印の所でございます。こちらが、事業者が海域で、例えば、詳細なボーリング調査などを行う際に得られた環境情報などがあれば、評価書の案に記載をさせていただくことを考えております。その際、アセスの設計書の案の検討時には予見できていなかったような希少な生き物などが、もしもあったような時に、その取り扱いを事前に検討していなければこの部分を補正して事業者の中で考えていただいた結果を評価書案に提示いただくということで、基本は設計書のところでしっかりと考えておくべきところで、レアケー

スについても想定しておくべきことで、ご指摘を前回頂きましたので、記載させていただきました。

【大塚座長】

どうでしょう。

【北村委員】

分かりました。そうしますと、この 27 ページのこの※印の所が該当するということなので、基本的にはこの場合を考えておけば良いということですか。

【環境省（森田）】

そうです。基本的にはそちらを想定しております。

【北村委員】

分かりました、ありがとうございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうぞ、田中委員お願いします。

【田中委員】

1 つはこの対応方針を策定する 24 ページ以降のところですが、確認ですが 26 ページのフロー図を見ますと、この対応方針を決定するに当たって意見を聞くのは市民等ということになっております。もちろん内部手続と有識者も入っておりますが。そうすると、ここでは、自治体や経済産業省の意見を聞かないことになるが、その理解でよろしいかということが 1 点。これはそのような手続の理解でよろしいかという確認です。これが 1 点目です。

それからもう 1 点目は、先ほど関島委員からの、それに対する資源エネルギー庁からの回答を含めて理解はできたが、18 ページのフロー図で、恐らく有望区域の公表という手続のその前に、案件形成の段階で文献調査あるいは簡易な手法による予測評価、いうならばこの計画段階アセスメントですね、SEA 的な取り組みをして案件形成に反映していくということになりますので、これはどちらかというとも有望区域を公表する前に事前調整の段階でそうした環境配慮の状況を把握した上で、その結果を案件形成に反映してくと、こういう手続かと思う。したがって、その時に 1 つは、繰り返しますが、その案件形成、それぞれの実態のところ整理されてくるわけですが、少し広域的な観点から、環境省としては情報を取って、より適切な環境配慮の観点から情報整理しておくことが必要ではないか、これが先ほど私が申し上げた意見で言った意味です。有望区域が公表された後において、具体的に設定された区域で現地調査等を行い、具体的な環境上の支障が分かった場合には、それは有望区域から削る、外すという。そのような手順について、この有望区域から当該部分が除外される、調整するという 17 ページの 1 行目の表記は、そのことかなと理解しておりますが、そういう理解でよろしいか、というのが 2 点目の確認です。

3点目は、先ほどともう一回繰り返しますが、具体的な現地調査の実施に際しては、ここで言う有望区域に限らない、そこに限定しないで、もう少し広めの海域を対象にしないと、実際に有望区域でどういう環境影響が出ているか、あるいは、出るおそれがあるかということの確認ができません。そういう観点から、調査区域の考え方について、きちんとどこかで今私が申し上げたような趣旨を踏まえて、整理していただいた方がよろしいかなと思います。以上です。

**【大塚座長】**

よろしく申し上げます。

**【環境省（森田）】**

田中先生からの1つ目のご質問でございますが、こちらにつきましては、今はパブリックコメントというようなことを想定して、市民等のほうから対応方針につきましてご意見をお聞きするというのを考えておりました。ご指摘を踏まえて、次回までに再度頭を整理させていただければと思います。

その上でもう1つのご質問でございますが、17ページ目のほうの冒頭の、区域選定に係る環境配慮手続の中で、有望区域から環境の重大な影響の回避・低減のために除外をする部分が出てきた場合のこちらの前提としましては、こちらはあくまでも文献調査や有識者の方々からの情報収集・意見聴取の上で、こちらでは実施することが難しそうであれば除外をしていくということでございまして、現地調査を踏まえた結果、またさらにここは風車の立地がなかなか難しいのではないかとということ、環境省の懸念の観点からございましたら、こちらのほうは25ページ目のほうの対応方針の決定のパートで考えていくというところで、まずは文献調査・有識者の意見聴取の段階でどうしてもそのリスクが顕在化しているというようなところ除いていく。そして現地調査をした結果、またさらにこちらが適正かどうかということ確認をしていくというところで、2段階になってございます。

**【田中委員】**

分かりました。先ほど資源エネルギー庁からのご説明は、例えば、法定協議会において促進区域の設定、有望区域の選定ですかね、その検討が始まって促進区域が確定していくプロセスで、例えば風車設置は適切でない場所、航路であるとかそういう具体的な場所の指定があった場合には、それは区域から除外をしていく、こういう説明がありました。それは先ほど関島委員からの質問に対するお答えだと思います。

そのような協議会における有望区域の検討段階での一定区域の除外と、ここの18ページと言う文献調査や簡易な予測手法による評価の結果を踏まえた区域の除外というのは、別の手続のように理解しました。ですから18ページの内容は、むしろ案件形成から有望区域の公表に至るその途中経過プロセスで、より環境上の観点から文献調査等の結果を踏まえて除外する、そういう話で、法定協議会が設置された後の除外の話とは少し違うのではとい

う意味での指摘です。

**【環境省（森田）】**

田中先生、ありがとうございます。33 ページ目の図 12 をご覧ください。こちらで左の所、今整理してご発言いただいたとおりで、区域選定の段階で環境配慮手続というものは案件形成の、都道府県からの情報提供から有望区域の公表までの間になされるという位置付けでございます。

**【大塚座長】**

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。細かい点まで見ていただいてどうもありがとうございました。

そうしましたら、だいぶ時間も経ってしまっておりますので、次に留意すべき事項へのご意見について、意見のある方は挙手ないし手上げ機能使っていただければと思います。よろしくをお願いします。

**【白山委員】**

ありがとうございます。先ほどは先走って大変失礼いたしました。大変細かい質問で恐縮なのですが、31 ページの下の、一番下の段落に、現行の再エネ海域利用法のスキームとは異なる案件形成がなされる場合、括弧、国自らが、とこう書いてあるのですけれども、この国は誰でしょうかというのが1つの質問であります。

**【大塚座長】**

続けてください。

**【白山委員】**

具体的な省庁は誰でしょうというのが1つ目の質問。

それから2つ目の質問は32 ページの2つ目の段落で、環境アセスの設計を検討する段階で、一般社団法人日本風力発電協会の協力を得ると、こう書いてあるのですけれども、確実にこの団体に聞かなくては、協力を得なくてはいけないのか、それとももっと、少し言葉が悪いのですけれども、海外のベンチャー企業のようなところが新しい風車を出していて、とかそういうようなことも想定すると、ある特定の団体をここに記載して適切なかどうか心配ですっていうコメントです。以上です。

**【大塚座長】**

まとめていただいてよろしいですか。そろそろ時間がなくなってきたので、申し訳ありません。赤松委員、お願いします。

**【赤松委員】**

ありがとうございます。30 ページの四角の枠の中に書いてある基本的な視点という中で、

私、1 つ欠けているなど思うのが、評価基準の策定あるいはそのガイダンスでございます。海の生き物というのは人間の目には見えません。もちろん海には人間が存在していません。ですから、陸上のいわゆる環境影響評価を行う上で用いられているさまざまな基準値というのが、海中ではほとんどないのです。これが②番の予見可能性を難しくしているのと、⑥番の迅速化を阻んでいるのと、それから⑦番の科学的知見を導入することの大きな障害になっていると思うのです。

評価基準を作るには、もちろん専門家の知見が必要です。ただ、これまでは個別の海域の個別の専門家にインタビューをしてくるという、非常に手間の掛かるやり方をしてきたのが海洋のアセスメントの一般的なやり方であろうかと思えます。

これはこれでももちろん重要な手続ではあるのですが、この上に、上位的なところで環境省・国がきちんと保証したような形での基準値あるいはガイダンスのようなものを設定し、これに従ってやった上でこういうデータを比較してやると、影響がありやなしやというのが本来の意味での影響評価手続ではなからうかと思えます。ですので、②番と③番の間ぐらいに評価基準の策定というものをに入れていただけるとよろしいのではと思えました。以上です。

**【大塚座長】**

どうもありがとうございます。他にはいかがでしょうか。勢一委員、お願いします。

**【勢一委員】**

ありがとうございます。勢一です。私も先ほど白山委員からご指摘があった点は気になっておりました。具体的に協力をお願いすると、例示として挙げるのはもちろんよろしいと思えますし、その風車の技術の状況が刻々と変わるということはここで指摘されましたので、それへの対応ということだと思えるのですけれども、そこに限らず最新技術の動向については、幅広く情報収集をするというのは大事だろうと思えますので、ご検討いただければと思います。

あと、もう 1 点ですけれども、今回現行の再エネ海域利用法の手続き過程にアセスが追加されることに伴って、現行の手続きや運用が変わるということは当然あり得るのだと思えます。少なくともそれを前提にした議論だと思っています。31 ページの 2) の上のところで指摘されておりますけれども、ただ、説明会の持ち方をどうするのかというようなところとか、あとは現行の法定協議会の在り方についても、恐らく今後検討が要るのではないかと思います。

現行の法定協議会は、環境のことは見ないメンバーになっていますけれども、しかし、そこで促進区域を設定していくわけですから、環境影響に対しての適切な情報提供が必要だと書き込まれていますので、今後はアセスが入ってきて、それに対応するために、法定協議

会の在り方や持ち方も検討することが必要になるのではないかと思います。現行の手続きのブラッシュアップも少し気にしておく必要があるかなと思いました。以上です。

**【大塚座長】**

ありがとうございます。中原委員、お願いします。

**【中原委員】**

中原でございます。2つコメントさせていただきます。1つは、31 ページ目の、上から4つ目のポチで、ここで洋上風力発電のアセス実施するための人材の後に丸括弧で、海洋の環境調査のための人材、それから、情報交流を行うサイエンスコミュニケーター等という書きぶりになっているのですが、洋上風力発電の環境アセスメントを適切に実施するための人材として括弧書きをとするならば、環境アセスメントの各種設計書、文書等を作成する人材というのも重要なのではないかというふうに思います。

それから、海洋コミュニティーに属する私としては、海洋人材と書いてくれることはうれしいのですが、これはそれに限らないので、ここは上に海域に関する海洋調査のための、と書いてあるので、海洋の2文字は要らないのではないかと思います。

それから、最後にサイエンスコミュニケーター等と書いてあるのですが、サイエンスコミュニケーターというのはこの世界では慣用句というか、定着した用語なのでしょうか？もしそうでないのであれば、代替案は思い付きませんが、もうちょっと違う表現が良いのではないかなというふうなことを考えましたので、ご検討いただければということでございます。

それから、2点目は、実は白山委員と勢一委員からご指摘のありました32 ページの2つ目のポチで、JWPA、日本風力発電協会の固有名詞が出ていることについてです。私も、ここに固有名詞が出てくるのにはちょっと違和感を感じるのです。もし書くとすれば、関連の業界団体、企業等、というふうな書き方で良いのかなと思います。

それから、ここでは良いのかもしれませんが、関連の学会のこともちょっと頭をよぎったのですが、それは広い意味ではあちこちで使われている有識者の中に含まれているから、わざわざ学会と書かなくても良いのかなという点がちょっと頭をよぎりました。以上でございます。

**【大塚座長】**

ありがとうございます。飯田委員、お願いします。

**【飯田委員】**

飯田です。30 ページの②のところですね。四角内の②で、事業者の予見可能性の確保という点で見ると、この後の議論になるかもしれないのですが、やはり事業者が適切に自分

たちで対応ができるかという観点でいうと、評価書の取り扱いが非常に大事になると思います。対応策も含めて評価書に記載され、それをその範囲で事業者に適切に環境配慮を実施していただく方針が進められると、予見性確保の面で合意が取れると良いと思っております。

2点目は、先ほど中原先生からもお話があった、日本風力発電協会というよりも関連団体と書いておいたほうが、風力発電事業側からの話だけでなく例えば鳥ですとか、保護団体の関係の方々からも意見を伺う、最新の知見を伺うというのも大事だと思いました。以上です。

**【大塚座長】**

すみません。たくさんお話を聞いてしまったので、ここで回答をお願いします。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。まず 31 ページ目のところですね。一番下のところ、国自らが、洋上風力発電事業が見込まれる区域を抽出する場合の主語は、どなたなのかというところでご質問いただきました。

この点、前回、資源エネルギー庁の石井室長から、都道府県が案件形成の対象について、区域を抽出する以外のやり方につきましては、現在検討を進められているところというお答えをいただいていたかと思います。もし何かこの時点で補足的なコメントがあれば、資源エネルギー庁のほうからお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

**【経済産業省資源エネルギー庁（石井）】**

エネ庁の石井です。森田さん、ありがとうございます。従来のスキームとは異なる案件形成というのは、これから想定していくものですが、例えば EEZ でやる場合についてはどうしていくのかということなのですが、まだどの省庁がとか、そういうのは決まったものもございません。したがって、現段階で何かお答えできるものはないというものでございます。以上です。

**【大塚座長】**

どうぞ続けてください。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。多くの先生方からですね、32 ページ目の風力発電協会の固有名詞を特出ししているところの表現の適正性というところは、ご指摘いただきまして、しっかりと直していきたいと思っております。

大変恐縮ながら、私がここまでのところ非常に冗長にお答えをしていたために、実はもう 1 つ議題があるにもかかわらず残り 30 分となってしまうので、ここから大変恐縮です。



ども、ちょっと括った形でコンパクトなお答えにさせていただきます。申し訳ありません。

中原先生からいただきました、種々の表現の適正化というところもしっかりとこの後考えていきたいと思います。

申し訳ありません。飯田先生の 1 点目のコメント、大変恐縮ですけれども、再度ご趣旨をお願いしてもよろしいでしょうか。

**【飯田委員】**

事業者の予見性確保は非常に大事だと思っております、それを確保する上では評価書の取り扱い、評価書に記載される内容と対応も含めて、この点が重要だと思いますというコメントです。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございました。

赤松先生からのご指摘につきまして、30 ページ目のところで新しい制度を検討する際の基本的な視点のところで、基準値というものをあらかじめ設定するという観点が抜けているのではないかというご指摘いただきました。

こちらが令和 4 年度の取りまとめの報告のところの抜粋になっておりますところで、細かくそれぞれの含意が報告書から抜粋できておりませんが、⑦の科学的知見の充実と共有の中にしっかりとそういったところを、将来に向けて考えていくということが含まれておると思いますが、31 ページ目にあります技術的知見の取りまとめ、施行の前段階であらかじめアセスメントの在り方などを考えていくというところの考え方、技術的にまとめておくという中身に含まれていくと思いますので、例えばこういう視点も重要だということ、追記をさせていただければと思います。

勢一先生からいただきましたご意見の中で、再エネ海域利用法の法定協議会というところにつきまして、現行の運用につきまして環境の観点からどのような接点を持つていくのかというようなところについて、コメントをいただきました。この点、しっかりと情報提供をしていくというところは重要でございますが、環境配慮との接点の関係でどこまでこの段階で、その法制的な議論もありますけれども、考え方が整理できるのかというところは、基本的な再エネ海域利用法の施行、法律の在り方というところはこの検討会の議論の俎上ではないですが、環境配慮とのその接点という観点で何か考えられることがあるかというところは、次回までに再度考え方を整理できる場所をご提示し、難しいところは後にしっかりと法制的なところの議論ということかと思っております。

**【大塚座長】**

どうもありがとうございます。では、田中委員、お願いします。

**【田中委員】**

時間がない中、コンパクトに。まず1つは全体的なところとして、30ページの基本的な視点に関連してです。この中に盛り込まなくても良いのですが、やはり考え方を整理したほうが良いと思うのは、自治体条例との関係です。今回新しく洋上風力アセスを立法化する。そうすると従来の環境影響評価法から離れることになるかもしれません。あるいは法の改正になるかもしれませんが、そうした時に環境影響評価法と、自治体の環境影響評価条例との関係が法文上規定されておりますが、その関係が引き継がれるのかという点です。

特に、これはモニタリングの段階では、かなりそのことが問題になってきております。モニタリングや事後調査報告書、あるいは事後の環境監視について、自治体条例はかなり具体的に規定しております。3年とか5年の期間をモニタリングすること、事業者は首長にその報告を行い、首長はそれについて意見を述べることなど、そのような規定がありますので、基本的な考え方を整理しといたほうがよろしいのではないかと、これが1点目です。

2点目は、全体にわたっての用語の使い方に、最終段階の環境アセスメントという表記と、事業実施段階の環境アセスメントという表記があります。これは同じものを指しているとは理解していますが、意味を違えて使い分けているのかどうか、確認させてください。もし、同じ趣旨で表記しているのであれば、私は事業実施段階の環境アセスメントのほうが良いのではないかと。最終段階というと、つまり、最初の段階とか、中間段階とかに対置した段階を示しているように思います。これよりは事業実施段階のアセスメントという用語が良いのではないかとこのように思いました。

それから最後、31ページの上から2つ目の技術的事項に関することですが、これかなり重要なことだと思います。もう1つ、ここでも確認ですが、通常環境影響評価法では法の下に、法文上の施行令だとかあるのですが、その下に環境アセスメントを適正に、かつ効果的に行うための基本的事項を規定しています。基本的事項を定め、基本的事項の基に各省庁が、主務事業について技術的事項を定める、そういう流れになっています。

この箇所の技術的事項に関しては、今申し上げたように技術的側面の技術ガイドラインを想定しているように読めるのですが、洋上風力発電に関して新しい仕組みを入れるものですから、法ではカバーできない、法令体系ではカバーできないところについて、具体的な手法や手続の考え方について、その基本的事項に相当するものを定める必要があるのではないかと考えております。したがって、この箇所で技術的事項という中に、そのような考え方が含まれるのかどうか。この技術的事項という表現も基本的事項が良いのかどうかという点も含めて、ご検討いただければというように思います。以上です。

**【大塚座長】**

大事なご指摘をありがとうございました。関島委員、お願いします。

**【関島委員】**

33 ページの 6 も審議の対象になっているという理解でよろしいですか。

**【大塚座長】**

どうぞ。

**【関島委員】**

33 ページに全体のフローが紹介されています。今回の見直しは、現行の手続き全てを全面的に見直そうというふうなわけではないというふうに私は理解しているのですが、その中で経産省のところの役割として、今この新しい手続きの中では、設計書案の公表のところで意見といったところが出てきていて、次に出てくるのが、最後の最後、勧告のところ、いわゆる経産大臣勧告を出すところなのですが、その間のプロセスといったところに意見を出すようなところは一切入っていません。

現行のアセスメントでは、経産省のほうでは環境審査顧問会といったところで方法書、それから準備書、評価書等々で審査等を行ってきて、最終的にそういったのを含めて、また、環境大臣意見を踏まえて経産大臣勧告を出していると思うのですが、前回の 2 回目の時に、田中委員も現行の環境審査顧問会の関わりというのはどういう形なのかといったところを意見されていて、その意見が反映されていないのか、それとも今度の見直しでは、ここに書いているような形で経産省の関わりというのはこの 2 カ所のみなのか、その辺をちょっと確認させていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

**【大塚座長】**

手続きに関係するところだと思います。お願いします。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。まず、田中先生からのご指摘で、論点として条例との考え方というところを整理する点が抜けているのではないかというご指摘いただきました。特にモニタリングということでございましたが、次回モニタリングの議論をさせていただくところで整理をさせていただければと思います。

また、用語の使い方につきまして、事業者が選ばれた後に実施するアセスメントについての表現にぶれがあるというところ、こちらはしっかりと適正化を図って次回お出ししたいと思います。

また、アセスを実施する際の技術的な事項、おっしゃるとおり現行では告示と省令と、また、各種のガイドラインと技術ガイドと手引きと、いろんなものに分散しておりますが、根っここの法令が固まって、そこの法令の立て付けに応じて、当然ながら告示や省令といったようなところで規定すべき部分もあろうかと思えます。

そして、関島先生からコメントをいただきました。こちらの 33 ページ目の図というところは、全ての段取りを事細かに表現するのはなかなか難しいところではありますが、文章としては先ほどご議論をいただきました 27 ページ目のところですね。いわゆる設計書のところで経産大臣のご意見を聞くというところがありまして、まず②のところでも今、準備書で、準備書というのが結局評価書のドラフトということなので、今回評価書案ということで法律用語ではなくて中身を表現しておりますが、評価書案について勧告というところを書いた上で、こちらはあまりご説明を本日させていただかなかったところで恐縮ですが、28 ページ目④において、事業者が修正を行った上で評価書というものを経産大臣に出されて、そちらを確認していくというプロセスについて文章上記載をさせていただいております、その旨がこちらの 33 ページ目のところで、経済産業省のところの勧告の下に、確定または変更という項目で表現しているということになります。少しフローの全体像を見せる都合上、いろいろと細部が見えにくいところが恐縮ですが、そちらについては文章と合わせてご覧いただければと思っております。

また、顧問会というところにつきまして、法律上出てきているところというよりも、経済産業省の中で意見を形成する際に、どういう形でその専門家のご意見を聞かれるかというところの、施行に当たっての経済産業省の考え方の部分になると思っておりますので、そちらにつきましては、こちらの全体の骨格の流れというところに記載をしていないというところがございます。

#### 【大塚座長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。すみません。私の不手際でちょっと時間が押してしまっていて、誠に申し訳ありません。次に、環境影響評価の全体的な流れおよび再エネ海域利用法との連携の流れを踏まえた上で整理すべき論点について、EEZ における環境アセスメントの在り方について等、環境省から説明をお願いします。

#### 【環境省（森田）】

ありがとうございます。資料 3 をご覧ください。資料 3「洋上風力の新たな環境影響評価制度の全体の流れを踏まえた論点整理案」について、ご説明をさせていただきます。時間が迫っておりますことから、コンパクトに説明をさせていただきます。ご容赦いただければと思います。まず、おめくりいただきまして 1 ページ目でございます。本資料につきましては、先ほどご議論いただきました全体的なアセスの流れを踏まえまして、令和 4 年度の取りまとめで示された論点について整理の方法性を示していくということで、本日は 2 つ、EEZ のアセスの在り方、そして 2 つ目、選定された事業者の環境アセスの手続きにおいて、追加調査が必要となった場合の法的責任の考え方ということで、2 点を取り上げさせていただきます。残された論点につきましては、次回整理を行っていければと思っております。

まず2ページ目からがEEZのアセスの在り方についてというところで、まず2ページ目は、昨年度内閣府で取りまとめられた、EEZの洋上風力の実施に係る国際法上の検討会取りまとめにおけるアセスの在り方の考え方を抜粋してございます。その上で3ページ目が、今回検討会でのご議論いただきたい対象として提示をさせていただいております。

まず大前提といたしまして、国連海洋法条約(UNCLOS)におきましては、領海、EEZを問わず、海洋環境を保護、保全する義務、アセスを実施する義務が締約国に課せられているということございまして、新しいアセス制度におきましても、領海、EEZ問わず同等の環境配慮の質が確保される必要があると考えております。その際、将来的に領海、EEZにまたがる洋上風力発電も想定され得るということもありまして、事業者の予見可能性をしっかりと確保し、混乱を招かないような制度を措置するということが必要と考えております。

具体的には、アセスメントをどういう形で制度的に設計するのかというところは、今後洋上風力発電のEEZにおける展開を可能とする法制度、こちらは資源エネルギー庁、国土交通省、内閣府で検討されておられると思いますが、そちらの検討の進捗状況を踏まえまして、具体的に詳細は検討すべきと考えておりますが、先ほどお示ししましたアセスの全体的な流れというところにつきましては、基本的に同様の考え方を適用することができるのではないかと示しております。

3つ目の丸のところでございますが、ただし、領海内の事業の場合は、地方公共団体の関与というところが非常に重きを占めているところでありますが、EEZのアセス手続きにおきましては、意見聴取対象としての地方公共団体の取り扱いに差異が生じるものと考えられます。

また、最後のところでございますが、アセスの全体的な流れを踏まえて示しております、再エネ海域利用法との連携の流れにつきましては、今後具体化が図られると考えられる洋上風力発電のEEZの法制度に応じまして具体的に検討を行うことが必要ですが、領海内の連携の流れの趣旨を踏まえ、実質的に同様の配慮が確保されるように所要の措置を検討するということが必要ではないかと示しております。

そして、2つ目の論点でございますが、ページ飛びまして8ページ目でございます。選定された事業者が、いざアセスをやるという段階におきまして、環境省が事前に現地調査を行っていた結果では、適正なアセスが行えないというような場合に、追加調査が必要となり、運転開始が予定よりも遅れた場合にはどのように考えるべきかということで、前回ご質問いただいております。

その点につきまして、①において環境省は、アセスの設計手続きにおきまして、幅広く知見・関心を有する者から適切に意見聴取するなど、法令で定められた手続きに則り職務上必

要な注意義務を全うして手続きを実施している限りにおきまして、その後、事業者が選定された後に判明した新たな環境情報等に基づき追加調査が必要となった場合におきましても、当該事態発生について予見可能性があるとはいえ、基本的に事業者に対して国が法的責任を負うものではないと考えられるというところでございます。

2つ目の丸のところでございます。環境省が現地調査等を外部に委託する場合におきまして、万一、当該委託先の過失等によりデータのミス等が生じた時に備えまして、公募で選定された事業者との関係においても当該委託先が免責されないよう、契約上の留意を注意深く講じることが必要ではないかということでございます。

以上、2点につきましてご議論いただければ幸いに存じます。

【大塚座長】

ありがとうございます。ただ今、環境省からございました内容につきまして、ご質問のある委員は挙手、あるいは手挙げ機能を使っていただければと思います。お願いします。

【白山委員】

ありがとうございます。私のご質問というか、コメントさせていただきたいのは、最初のほうの EEZ に関わることです。風車そのものは EEZ に置かれるかもしれませんが、風力発電のシステムとしては、海底ケーブルが今は主体だとすると、EEZ を海底ケーブルが通って、最終的に領海内も海底ケーブルが通った上で陸上に電気が届くわけですから、環境影響評価として、その海底ケーブルが通る領海内の地方自治体に関しては、何らかの関与が確実に必要になってくるのではないかというのが、1つコメントさせていただきたいことあります。

それからもう1つは、浮体式であったとしても、EEZ に風車が建てられる時に海底に何らかの構造物ができるわけですね。現在、環境省の別の重要なこととして、いわゆる 30by30 といって、2030 年までに 30%の海域を OECM 含め保護地域に設定しなくてはいけないというのに関わって、2020 年までに 10%を達成するため、沖合深海域に海洋保護区をつくるための法律ができております。そこで、海底の改変は確かそれなりに重要な注意事項になっていると思います。その海洋保護区の法的な枠組みとの関わりはどのように整理されているのか、教えてください。以上です。

【大塚座長】

何人かまとめて回答していただこうと思います。阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

初めのほうの論点ですね。EEZ の基本的な在り方については、領海内と同じというのは、特にそれで問題はないかと思うのですが、やはり情報がこれまでにほとんどないという点は、大きく異なると思っております。今の手続きですと、有望区域の公表の前に区域選定に

おける環境配慮手続きということで、各種文献と専門家、あるいは地元へのヒアリングという形で情報を収集してくると思うのですが、排他的経済水域でそれほど情報があるとは考えられません。そのところは、先ほどはちょっと現地調査を前倒しでという話もありましたけれども、31ページの最後のほうに基礎情報の充実というところが書かれていると思いますが、かなり基礎情報を充実させてデータベース化していくというところと連携してやっていかないと、いきなり何も情報がない状態で検討が始められるかというとなかなか難しいのではないかと思うので、そのところはスムーズに進むようにデータの整備も合わせて進めていただくことが重要なことと思っております。よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

では、オンラインで西本委員、お願いします。

【西本委員】

西本でございます。私も2つのうち、最初のEEZのほうについて発言させていただければと思います。まず、整理の方向性として示されていた内容については、基本的にそのとおりというふうに思っておりますけれども、その上で内閣府のほうでの検討会の資料で、BBNJ協定に係るEIAの議論も注視する必要があるという記載がございました。検討会の際にはなかった出来事としまして、先月この協定が採択されました。そのこととの関係は、基本的には整理の方向性として示されているものの中で対応できるものと思っておりますけれども、留意がやはり必要な点が2点あると考えております。

1点目ですけれども、BBNJ協定自体は、基本的にEEZのさらに外側の国家管轄権外の区域に適用されるものではありませんけれども、EEZの中で行われる活動の影響が国家管轄権外に及ぶ場合についても、環境アセスメントの実施義務を規定しているということがあります。この場合の実施義務のしきい値等は、EEZ内における国連海洋法条約の下でのものと同様ですけれども、条約の下で設置されるクリアリングハウスメカニズムというものへの情報提供義務等が課せられているということがあります。BBNJ協定自体、批准の検討もこれからだと思いますし、発効までもなお時間を要するものと思っておりますけれども、EEZにおける洋上風力発電事業が公海上へ影響するという場合が想定されるのであれば、将来的にそういう対応が求められ得るということは、織り込んでおいたほうが良いのではないかとこのように思っております。

もう1点ですけれども、BBNJ協定では、国連海洋法条約の下でのEIAの実施義務と比べて、その内容についてより詳しい規定が合意されております。こちらにつきましては、基本的には国家管轄権外区域における活動に適用されるものですが、今後やはり海洋における活動について国際法上求められるアセスメントの内容として、その内容が今後定着している可能性が高いであろうというふうに思われます。そういう観点から見ますと、BBNJ協定の環境アセスメントの制度では、例えば同じ海域で行われる他の活動ですとか、

あるいは気候変動などの影響も考慮したものという意味での累積的影響を評価せよということなど、従来国連海洋法条約上求められていた環境アセスメントの実施義務を相当に具体化する要素が入っておりますので、このような点との関係についても留意が必要なのではないかというふうに思っているところです。長くなってしまって恐縮ですが、以上です。

**【大塚座長】**

大変重要なご指摘をありがとうございました。田中委員、お願いします。

**【田中委員】**

私からは、後段の論点 2 のほうで、8 ページのところを確認したいと思います。まず基本的に事業者に対して国が法的責任を負うものではないと考えられている。この趣旨はよく分かりました。理解はできますが、同時に国が例えば設計書の内容について説明責任を負う。例えば自治体の審査会から求められればきちんと説明する、あるいは経産省から意見が求められる顧問会などに説明責任はあるかと思っておりますので、そうしたものがあるかという点は、確認をさせていただきたいと思っております。その上で特に設計書が変更できない、基本的には変更できないという建て付けになっていまして、先ほど議論した資料 2 の 28 ページあるいは 32 ページにおいて、この設計書が確定された場合以降は、新たな環境情報など、設計書の確定前に予見し得なかった事情変更がない限り、国が記載事項を変更することはできないということで、いったん固めたものは変更しないという、こういう考え方で整理されています。これは、国の場合はこのようになっていて、同じ状況で事業者も検討時に予見できなかった事情変更があった場合において、括弧書きの例として、新たな環境情報の取得等があった場合において、そういう手続きを行うことになっております。

そこで確認ですが、例えば選定事業者が事業計画の諸元を精査して、事業者が例えば海底ケーブルを陸上に揚げていく陸揚げ地点を決めることによって生じる環境影響が出てくると思われませんが、実態としてそのような影響は事業計画に至らないと、計画諸元を確定しないと生じ得ないというか、把握できない、予見できない環境影響もあると思っております。そういう影響に関して、つまり新しい環境情報の取得だけに限る、事情変更というのはそういう趣旨に限定しているのかというのが、私の質問です。考えるところ、もう少しそのところを柔軟にしておかないと、事業者がかなり設計書に依存する、設計書に沿って進めればそれで良いという、非常に設計書頼みになってくる可能性があります。あるいは、逆にいうと事業者自ら事業計画の自由度であるとか、事業計画を検討する際の事業活動を縛ることになる可能性がありますので、そこを懸念するところです。以上です。

**【大塚座長】**

後で回答されると思われませんが、気を付けて議論しないと、国が主体的にセントラル方式で調査を実施すること自体が難しくなる可能性があるのでは、そこが難しいと思われまして。



は、中原委員、お願いします。

**【中原委員】**

中原でございます。EEZにおけるアセスの在り方についてという点について、コメントさせていただきます。

これまでの議論にありますように、EEZで風車群が設置される場合を念頭に置いて考えるわけですが、最も考える必要があるのは、領海線をまたいで、領海の内側とEEZにまたがった状態でウインドファームが形成される場合、そのような事業が展開される場合に、領海線の内側の領海の部分と外側のEEZの部分とでは、適用される法制度が異なることを避けるというのが、一番重要だと考えます。

西本先生からもありましたし、この資料の2ページ目にも下のほうに「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づいて、国内法令を適用するというのがあるのですが、この会合におきましても、前回だったか、領海においても、EEZにおいても同じ考え方を適用することを原則とするということが掲げられていたと思います。この点は繰り返し強調して捉えるべきではないかと考えております。

そこで、それに関連して2つ目のコメントですが、領海線の内側と外側にまたがってウインドファームができた場合、領海線の内側については、自治体の管轄範囲ということになるので、田中委員のご指摘のあった新しい制度と自治体の条例の関係を考慮すべきだという非常に重要なご指摘をいただいて、それは私も大賛成です。それはそれとして話が戻りまして、自治体の制度が領海のところまでは適用されEEZには適用されない、その関係でやはりきちんとした整理をしておくことが重要ではないかなというふうに思っております。以上、コメントです。

**【大塚座長】**

同様の仕組みにすることは30ページの③のところにも出ていますので、それは確認されていると思います。では、勢一先生、お願いします。

**【勢一委員】**

ありがとうございます。勢一です。

私も今、中原委員からご指摘があった点は、非常に重要だと思っています。やはり領海とEEZで共通の制度的担保をしっかりとやっていくことと、あとは既存の制度との整理、特に条例や自治体の利害との整理も同時に必要だと思います。海底ケーブルが通る領海、陸揚げの地点、メンテナンスの拠点とも関係してくるかもしれませんので、そのあたり少し丁寧に論点を拾うことが必要であろうと思います。

また、UNCLOSの要請は国際的に極めて重要な要請であり、国家の義務として環境アセ

スをしっかりやることになります。今回も 6 ページのところに関連条文が示されていますけれども、204 条とか、205 条で示されている内容は、まだ日本では洋上風力に対するアセスが十分できていない中で、かなり重い対応が求められているのだらうと思います。次回議論になるモニタリングのところも含まれますし、このあたりを、国として国際法上の責任が果たせるのかというところも大きな論点にならうと思います。

もう 1 点、30by30 のご指摘がありましたけれども、こちらについても生物多様性国家戦略が閣議決定されておりますので、政府の責務として担っていただくという点では、やはり環境影響の配慮と併せて、国のほうでしっかり議論をしていただくことが大事かと思いません。以上です。

【大塚座長】

ここで区切りたいということだそうなので、すみません。回答お願いします。

【環境省（森田）】

大変申し訳ありません。私のキャパシティがオーバーしそうなので、一度ここで回答させていただきますと大変ありがたく思います。

まず、白山先生から海底ケーブルの話、勢一先生からも海底ケーブルや基地港湾、拠点となる港のお話がありました。その点、私のほうが先ほど説明の際に飛ばしてしまいましたが、3 ページ目の 3 つ目の丸のところの 2 つ目の文のところでございます。

もともと洋上風力の EEZ への拡大の法制のところはまだ見えてないというところで、風車以外のところをどのように扱っていいのかというところ、法的な手続きのいかんは見えていないところもございますが、近隣の地公体の皆様からの懸念というところが示されていくような部分につきましては、しっかりと地域の懸念を踏まえた対応をしていくということが重要ということで書かせていただいております。

その上で今後どんどん沖合に出ていったようなところで、そもそもどういう段階の時系列で誰が海底ケーブルだとか、そういったものを整備していくのかというところでも非常に関わってくるので、どこまできれいに整理できるのかというところがありますが、次回までにもし考え方として整理できるようであれば、お示しをさせていただければと思います。

そして、白山先生から、沖合自然環境保全地域との関係性についてのご質問をいただきました。今後国が沖合や EEZ での区域を抽出していくという早期段階で、どのような環境配慮をしていくのかというところの非常に重要なご視点をいただいたと思いますので、今後施行に当たっての考え方としては、しっかりと整理を付けていくということで、ご指摘大変貴重なところありがとうございました。

阿部先生から、事前の情報の不足というところ、EEZ についてはしっかりと補うことを検討することが必要ということで、そちら非常に重要なところ、今、環境省も並行して考えを進めているところでございます。

西本先生からは、UNCLOS の下で最近合意に至った BBNJ 協定について、かなり UNCLOS の義務が具体化されているようなところとの整合についてもしっかりとチェックをしておいたほうが良いと、具体的なコメント、ご助言をいただきました。その際に累積的影響の取り扱いなどにつきましても、しっかり見ていく必要があるというところ、この点は次回ご議論をさせていただくモニタリングのところとも非常に密接に関係すると思います。貴重なご指摘ありがとうございます。

田中先生からは論点の 2 のほうですね。まず大前提として、アセスの設計手続き、こちら環境省が実施する際には、広く関心を有する者に対する説明責任が環境省自身にあるというところは、全くそのとおりでございます。

その上で、こちら海底ケーブルなど、こちらがどの段階で、また、その事業の計画としてそもそも事業者なのか、どなたがやるのかといったようなところが見えていないようなケースが今後出てくるかと思いますが、そのような場合の考え方、全てをあらかじめ整理するところは難しいというところもございますが、今いただいたコメントの中で次回までに何か整理できるのであれば検討していきたいと思っております。

中原先生、勢一先生から領海の内外に関わらず、法制度の根っこがどうなるかは見えておりませんが、いずれにしても同等の環境配慮の質が確保される手続きの重要性、ご指摘をいただきました。ありがとうございます。

**【大塚座長】**

では、関島委員、お願いします。

**【関島委員】**

時間がないところどうもすみません。

後半の部分のところですね。先ほど田中委員からも質問があった追加調査のところですが、そもそもこういう可能性が起きるのかどうか。今の建て付けですと、環境省がアセスメントの設計をして、それを基本的には変えていくことはできないという中で、事業者がそれに基づいて、出てきた結果も踏まえて評価書を作っていくという中で、この 8 ページに書かれているような、事業者が選定された後に新たな環境情報に基づいて追加調査が必要になる、このような疑義を誰が出してくるのか。先ほどの資料の 33 ページの手続きの中で、事業者が選定された後の取りまとめの中で、そこに意見をしていくプロセスがない中で、このように疑義が出てくるというか、こういう追加情報が必要だといったところは、どのようなアクションがあることによってそれが成り立つのか。今の考え方の中にこれが

生じ得るプロセスが必要だと私は思うのですが、これはどのように 33 ページの中で理解すればよろしいのかということの説明してください。

【環境省（森田）】

関島先生、ありがとうございました。

【大塚座長】

まだ北村先生がいます。

【環境省（森田）】

大変失礼しました。

【大塚座長】

お願いします。

【北村委員】

すみません。今ご議論いただいているところについて、前のセッションで新たな環境情報の取得というのがどういった場合かという質問させていただいて、その際、27 ページに記載されているアスタリスクの部分であるという回答をいただき、いったんそちらを想定されているというふうに理解をしましたので、逆にいうとそれ以外はあまり想定されていないというようなご説明だったというふうに理解しておりましたので、この議論の中でそこをあらためて確認したいなと思いました。

あと、論点 2 の 8 ページです。新しいスライドのほうの論点 2 の 2 点目です。非常に細かい点ではあるのですが、外部に委託される場合に、免責されないような契約上の留意ということですが、これは過失等によって無限責任的なものを負うってということは、実務上耐えられるのかということを少し留意したほうが良いかなと思っております。故意または重過失ですとか、あるいは責任を負う場合の金額の範囲をある程度特定するような形にしないと、受託できるところがなくなってしまう可能性も少しあるかなということで、このあたりは非常に細かい点ではあると思いますけれども、実務的な慣行に照らした対応が必要じゃないかなというふうな印象を持った次第です。以上です。

【大塚座長】

錦澤委員、どうぞ。

【錦澤委員】

1 つ目の EEZ の話ですけれども、EEZ で事業をやられる場合のアセスの内容については、国の裁量に任せられるってことですが、条文を読むと、やったことについての報告と公表っていうのは、これは義務というふうに読めると思います。

それぞれのいろいろな国の利用に供すべきであるということですので、恐らく日本語で

書いたアセス図書をそのまま提出すれば済むって話ではないのかなと思うのですが、英語版で要約のアセス図書のようなものを出すことになるのだとすると、どのくらいのボリュームのものを出すのかというところで、欧州ではそういう EEZ 内での開発は既に進んでいるというように聞きましたけれども、既にこういった報告がされているのだとすると、どういったものが提出されているのかというようなことを、情報を集めておくの良いかなと思います。

今の日本のアセス図書の要約書は、切り貼りというか、あんまり要約という感じのものになっていないのですけれども、恐らく要約版を作るってことはないと思いますので、だいぶ違ったものになるのかなということを想定しています。以上です。

**【大塚座長】**

では、ご回答お願いします。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。まず、関島先生と北村先生から、論点 2 の追加的調査が必要となった場合の法的責任の考え方で、まず関島先生から、どのような場合にこのような事態が生じ得るのかというところでご質問いただきました。

まず、大前提として繰り返しになって恐縮なのですが、基本的には設計書の段階で幅広くそのコミュニケーションを取って、そういった手戻りがないようにしていくということが非常に重要でございます。

また、第 2 回でレアケースということで、そういった場合にあまり具体的に想定をしているような状況がなくても、定性的であっても考え方を整理すべきではないかというようなどころのご指摘がありましたので、論点 2 として万一そういった場合があれば、こういう考え方になるのではないかということで示させていただいているもので、そもそもそういった場合が生じないようにしっかりと設計上やっていくということが大前提でございます。今回、大前提のところのご議論が、修正点を中心として説明をしてしまったために、誤解を生じてしまったとしたら申し訳ございません。

**【関島委員】**

いや、私が言いたかったのは、それでも出てきた場合において、どういうプロセスを通じて疑義が出てくるのかといったところの、手続き論的な部分がよく分からないということです。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。27 ページ目のところで、先ほど関島先生からは、事業者が選定された後に意見聴取の手続きがどこにあるのか、ないのではないかなというようなコメントをいただいたかと理解をしております。

こちらにつきまして今回説明を省略させていただきましたが、①で事業者が選ばれた後に、最終段階の環境アセスメントを実施して、評価書案を取りまとめた上で②のところでございますが、幅広い者からの情報収集・意見聴取を行うということと、それを踏まえて経済産業省が、環境省の意見を踏まえて評価書案についてチェックをしていく仕組みというところを書いてございます。このプロセスにおきまして、意見聴取の対象は28ページ目ですが、地方公共団体、住民その他環境保全の見地から意見を有する者というところで、新しく本当に思いも寄らないようなもう情報が出てきたような時に、こういったプロセスで議論をすることになるのではないかと思います。お答えになっておりますでしょうか。

**【関島委員】**

今の段階では理解しました。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。その上で、北村先生から非常に重要なご指摘をいただきました。免責されないと書いていますが、それが無限責任ということでは、実質環境省からの受託者がいなくなるというのはそのとおりでございまして、免責というところの責任の範囲は、しっかりと実務上の慣行に照らして妥当なところに設定する必要があるという、貴重なご意見ありがとうございます。

錦澤先生のご質問につきましては、UNCLOSの規定上は、もし違った解釈であれば西本先生からコメント頂ければと思いますが、基本的にこちらの206条のアセスの結果についての報告の公表というところは、下位規定などで何か詳細が記されているものではありませんので、どのように公表していくのかというのは、それぞれの国が国際的な慣行、国家事項なども見ながら、どの程度のものを出していけば良いのかというところは、日本国としての考え方を整理するというところと考えております。その上で欧州の状況、国家事項などでのような粒度で公表がされているのかというところは、しっかり確認をしておきたいと思っております。

**【大塚座長】**

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

**【北村委員】**

今のやりとりについて確認です。別途新たに判明した、新たな環境情報に係る議論についての確認ですが、最初のセッションで、質疑の中で設計書の修正が必要になる事象というのは、27ページの①のアスタリスクで書かれている、事業者が実施する新たな調査等から新たな環境情報があれば、こちらを記載するという点が想定されていると伺ったのですが、それとは別に27ページの②の評価書案に対する色々な各種意見の中で、新たに必要な環境情報等が何か提示された場合に、そこで事業者としては追加的に調査を行ったりする必要が生じる可能性があるというふうに理解をすれば良いということでしょうか。

**【大塚座長】**

お願いできますか。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。前提として20ページのところでございますが、設計書に基づいて基本的にはアセスメントを実施していただくということで、設計書の中で懸念される項目が提示されていて、それについてどのような現地調査を行い、どのような手法で予測評価をするかということが書かれているところで、まず、新たな環境情報の取得というところも、全てを踏まえて現地調査を追加的に行うということではなくて、当然その物事の重大性で非常に重要な事象だとなれば、その取り扱いを検討していくということで、基本的には事後的なモニタリングとのバランス感などで、個々にその必要性というのは、有識者の方々ともご議論しながら検討していくというところで考えております。こちらでお答えになっておりますでしょうか。

**【北村委員】**

予見性というのは事業者からすると、もちろんここまでやっておけば良いだろうという態度になるかどうかは別として、ただ、一旦ここまでをやっておけば、やる必要があるというか、その範囲をある程度持って取り組むというところが、まさに広い予見性の中の1つの大事なことであるでしょうし、セントラル方式を導入する最大の目的の1つだと思うのですが、どういった場合にその例外的なことが生じるかっていうところを、もう少し明示されたほうが良いのではないかとということが問題意識です。1つは、事業者自身が実施される調査で新たな環境情報が出た場合とのことで、前半のセッションで一応そこが想定されているということだったのですが、②の場合について、最後の評価書に対して何かコメントがあった場合に、追加的にやらないといけないような事象があるということであれば、そういったことを少し明確化しておいたほうが良いのかなという趣旨です。

**【環境省（森田）】**

ありがとうございます。なかなか難しいリクエストをいただいたなと思いますけれども、頭を整理できる範囲で次回までに整理できるものがあればお出ししたいと思います。

20ページでも新たな環境情報の取得等と書いておきまして、あまりこういう場で例示するのも適切ではないかもしれませんが、本当に災害だとか、予想されていないようなところで海域の情報が変わるとか、あまりそういったことは想定していませんけれども、レアケースについても考えておくべきということで、こちらは記載をしております。

**【大塚座長】**

ありがとうございます。それは次回までによろしく願いいたします。飯田委員、どうぞ。

**【飯田委員】**

今の話ですけれども、基本的には基本設計で全体の項目とか、注意すべきことは設計の段階で出ていて、事業者の細かい事業諸元が出てきた後に精査をして、その細かい部分で出てくる、関連するところが後半の事業者の評価書のコメントというふうに理解をしていて、そもそも設計書のところに戻るといよりは、事業諸元の細かくなってきたところでより追加的に精査しなければいけないという理解なのですか、それによろしいですか。

【大塚座長】

お願いします。

【環境省（森田）】

設計書の手続きに戻るといふことではございません。

【大塚座長】

本日、オブザーバーの方にはコメントをちょっと聞いている余裕がなかったものですから、延長していて誠に申し訳ないですけれども、全体を通して何かご意見がございましたらよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

【日本風力発電協会 松島氏】

よろしいでしょうか。

【大塚座長】

お願いします。

【日本風力発電協会 松島氏】

風力発電協会でございます。

全体を通してですけれども、今日は調査の範囲について、広いエリアであるとか、広めのエリアであるとか、広めの海域という色々な言葉が出てきました。同じことを指しているのかどうか分からないのですが、当風力発電協会が5月11日の最初の検討会で示した広いエリアというのは、複数候補海域を包含する広いエリアを指していました。例えば1つの県の日本海側の全体というようなイメージで説明させてもらい、そういう期待があったのですが、今の検討の状況を見ると、最終的に促進区域として選ばれる所より少し広いエリアというようなイメージで使われているような雰囲気なのですが、その辺を確認させてもらえればというふうに思ったところでございます。今日感じたところは以上でございます。

【大塚座長】

後でまとめてお答えください。では、お願いします。

【日本環境アセスメント協会 島田氏】

アセスメント協会の島田です。



今、お話があったことに関連してですが、事業の中の事後調査やモニタリングで影響の有無を判断するのは、海の生態系の場合においては容易ではありません。今、お話がありましたけれども、かなり広い範囲でどういう状態にあるか、気候変動もある中で年々変動するという側面もありますから、過去の既存データだけではなくて時々刻々変化するデータというのは、やはり国がある程度押さえないと評価が難しくなるのではないかというのが1点です。

それから、自治体のお話でしたが、自治体のご意見を伺う場っていうのがありますけれども、事業者が直接自治体と対峙するのが評価書案の公表の段階ということになりますので、その段階において、審議会でご意見をいただいてということになるのであれば、自治体の審議会の先生方も含めまして、セントラル方式の在り方ですとか、内容ですとか、あるいは洋上風力発電の特性みたいなものに関して、ぜひ国がお持ちの情報は共有して頂いたほうがスムーズに進むかなというのが2点目です。

それから3点目ですが、特に鳥ですとか、海の生物っていうことになると、沖合になりますから、従来陸上風力ではやっていないレーダーを使ったり、水中の音響を使ったり、画像、カメラを使ったり、そういう方法をこれから開発しながらやっていかなければならないという側面があります。それを事業者にやってくださいというのも、かなりまだ無理がありますから、その辺はある程度国がデータを集めながら、使えるものにしていくということも一緒にやっていただくということが大事なのではないかと考えております。以上でございます。

**【大塚座長】**

ありがとうございます。

**【日本自然保護協会 若松氏】**

日本自然保護協会になります。

今日の議論を聞いていて、洋上に関してはやっぱりデータが不足しているということと、不確実性が非常に高いということですので、やはりそれは国が責任を持ってデータの蓄積をしていって、適地にきちんと風力発電を迅速に推進していくというのが理想的な姿であるというふうに思います。今日議論なかったですけども、モニタリングの部分も非常に重要になってくる部分ですね。今はその辺の蓄積が全くされていない状態ですので、それをぜひ蓄積して前に進めていただければと思います。カーボンニュートラルも大事ですけども、当然 30by30 も同時に進めていくというような視点も忘れないようにしていただければと思います。以上です。

**【日本野鳥の会 浦氏】**

日本野鳥の会です。

今日の議論を聞いて、何名かの委員の先生方からもご指摘があったところですが、まず、有望区域の中で調査を行って、環境影響のありそうな場所、なさそうな場所を調べましょうということに、今回の資料ではなっております。本来なら、やはり真っさらな状態から選んでいくのが諸外国でいわれているセントラル方式だと思います。有望区域が指定された状態から調査開始するとしても、有望区域の中といわゆる外側で環境影響がどうなのかというのが比べられれば一番良いわけです。しかし、有望区域の中だけで動物のことなどを調査して環境に配慮しようとなると、例えそれが定性的であっても、こういう生物、環境が存在したらその部分は除外しましょうなどの条件付けが必要になると思います。有望区域がそれほど広くなければ、その中では濃淡が出にくいと思いますので、例えば、希少種の海鳥が沢山生息している場所であればそこは除外しましょうとか、そういう予防原則に基づくような基準みたいなものをきちんと設定しないといけないと思います。

あとは、有識者の意見等々について、これは関島委員がおっしゃっていたことですが、有望区域の絞り込みを行う時にそういった住民意見や専門家や有識者の意見などがどう反映されるのかという点については、今回の資料ではよく分からなかったと思います。

選定事業者が前倒し調査みたいなものをするような案も、フローの中にあつたように思います。これに関しては、それで事前に環境配慮できたということになればよいと考えているんだと思います。秋田の由利本荘の件で、先行して準備書まで出していた事業者と、配慮書までしか出していなかった事業者がいた例がありましたが、現地調査を含めアセス手続き先行して行う事業者が損することがないように、しっかりと前倒し調査等を行っている事業者に何らかのインセンティブがないと、事前に前倒し調査をやる事業者がいまいだろうと思います。

あとは、皆さんがおっしゃったデータの整理や、航空機を使って国の方で費用をかけて事前のデータ整理をする必要があると思いました。以上です。

**【大塚座長】**

よろしいでしょうか。

**【環境省（森田）】**

まず、第1回ヒアリングの際にJWPAから、複数海域を包含した広いエリアでの環境配慮の手続きというものを検討して、というご要望をいただいております。その中で、今回示させていただいておりますのは、あくまで現行法の再エネ海域利用法の出発点ということが、都道府県からこういう区域が候補になるのではないかという、その候補海域を示されて、案件形成が進んでいく場合ということで、その環境配慮の手続きを示しております。その中で、途中風力室の石井室長からも、今後EEZなどで案件形成をどのようにやっていくのかといったようなところは、まだ検討中で白地というところでございますが、効率的に広い範囲で実施することが可能な場合においてはご指摘の趣旨を踏まえた対応を検討して

いくことが重要と考えております。

アセスメント協会の島田様からは、貴重なご意見、ご助言ありがとうございます。しっかりと国が技術開発ですとか、事前のデータの収集といったところをもう少ししっかりやる必要があるというご指摘、ありがとうございました。また、自治体のご意見を伺う際には、自治体の中でご意見を形成する際に非常に重要な立ち位置になっている、その自治体の審査会の先生方にもしっかりと情報をお届けするということが運用上大事ということで、非常にそのとおりだと思います。ありがとうございます。

自然保護協会の若松様からは、しっかりと 30by30 とカーボンニュートラル、両立させていくということが重要ということで、モニタリングの在り方、事前の情報整理の在り方、いずれにしてもしっかりとそのデータの不足を補っていくところをセットで考えていく必要があるというところで、重要なご指摘、次回のご議論の際にお示しさせていく資料の中で、今のご指摘を踏まえて整理をさせて頂ければと思います。

浦様からは情報の取得の範囲で、本日のご議論の中でも田中先生からもご指摘いただきましたけれども、適正な環境配慮をするために、その情報取得の範囲をどう考えるのかというところは、今後技術的な知見ということで整理をさせて頂ければと思っております。

駆け足のご回答となり大変恐縮ですが、以上でございます。

#### 【大塚座長】

私の不手際で時間があつたのにもかかわらず、今回その後長くなってしまつて誠に申し訳ありませんが、そうしましたら、どうぞ閉会のほうをお願いします。

#### 【環境省（森田）】

皆様、長時間にわたりお忙しい中、ご議論いただきありがとうございました。本日は小職の不手際によりまして、予定時間を大幅に超過してしまいまして、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、傍聴者の皆様方におかれましてはご迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページで公表する予定としておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、次回の検討会の日程についてご連絡いたします。第 4 回検討会につきましては 7 月 31 日を予定しております。

以上をもちまして「第 3 回洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会」を終了いたします。皆様、お忙しい中、長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございます。

【大塚座長】

ありがとうございました。

以上